

- 震災から5年8ヶ月が経過、避難指示の解除など、避難地域の復興に動きがある一方、避難地域・浜通りでは、「帰還困難区域の復興」、「イノベーション・コースト構想」の早期実現、全県的にも、県産農林水産物を中心とした根強い風評が残るなど、解決までに長期を要するような課題も継続。
- 今後の復興の道筋をつける意味で、平成29年が極めて重要な年となり、復興をより確かなものとするため、本県復興・再生の要である「福島復興再生特別措置法」改正により、更なる特別措置を国に求めていく必要。法制化に向けて、本日、国に対して要望を行う。

1. 背景(震災5年8ヶ月の現状・課題)

〈避難地域・浜通り〉

- 帰還困難区域復興は、当該区域を有する市町村・県にとっても将来の復興の先行きに関わる避けては通れない重要な課題。
- 避難地域12市町村では、帰還環境整備、被災者生活支援、復興まちづくりなど、限られた人員で数多くの復興業務を執行。
- 『避難地域12市町村の将来像』を実現することも必要であり、帰還住民が安心して日常生活を送るためには、特に地域公共交通の確保が重要。
- 避難地域12市町村の商工業、農林水産業の事業・生業の再建も課題、中心的存在である「相双復興官民合同チーム」も息の長い取組が必要であり、その体制強化が求められている。
- 福島イノベーション・コースト構想については、新たな段階に入っており、国・県・市町村・民間等が一体的となり継続的に取り組むことができる推進体制が必要。

〈県全域〉

- 県産農林水産物の風評は、全国と比較して価格が震災前まで戻らない形で表面化しているが、品目ごとに流通のどの段階でどのように生じているかは未解明の状態。効果的な対策が必要。

2. 福島特措法改正により国に求める法制上の措置

(1) 帰還困難区域内での復興拠点整備等

- ⇒ 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」(H28.8.31)の具体化
 - ・市町村の復興拠点計画の法定計画としての位置付け
 - ・迅速な拠点整備のための新市街地整備制度、企業立地等税制
 - ・官民一体で復興を推進するための制度

(2) 福島相双復興官民合同チームの体制強化

- ⇒ 中核となる法人の法律への位置付け
国職員が派遣可能となる組織への体制整備

(3) イノベーション・コースト構想の更なる推進

- ⇒ 国家プロジェクトとして法律等への位置付け、関係省庁の連携重点推進計画を活用した構想推進及び予算の確保、関係者連携企業等の研究開発成果に係る特許等に要する費用の特例

(4) その他復興加速化に向けて必要な措置

- ・避難解除12市町村の地域公共交通網の形成
 - ⇒ 地域公共交通網の形成について
国が適切な配慮を行う旨の責務(規定)
- ・県産農林水産物の風評払拭に向けた取組
 - ⇒ 風評払拭について、国が風評の実態及び要因の調査を実施、必要な措置を講じる旨の責務(規定)